報告要旨:村田敏一

総 論 的 課 題 に つ い て -契約類型間の規律の相違点と、規律の性格の問題を中心に-

立命館大学 村 田 敏 一

本報告では、当シンポジウムの取り扱う課題の中で、総論に分類されるテーマを分担するものとする。報告者の関心領域は、大きくは三つに類別される。第一は、保険法の採用した保険契約類型間での規律内容の相違につき、その合理性を検証することする。第二は、保険法が採用した規律の性質に関する三分法(強行規定・片面的強行規定・任意規定)につき、幾つかの解釈問題を検討の俎上にのせることを通じ、各規律の特質の解明に努めることとする。第一のテーマが、主として立法の妥当性の検証に比重が置かれるという意味において、立法論的な課題に係るものであるのに対し、第二のテーマは、保険法の採用する規律分類法(三分法)の合理性を前提としつつ、その規律の全体構造の分析を通じて、民事法一般の規律体系の在り方に関する若干の示唆を抽出しようとするものである。最後に第三テーマとして、幾つかの具体的な解釈問題を採り上げる。

第一のテーマに関しては、傷害疾病定額保険契約と傷害疾病損害保険契約間の規律の相 違の合理性や、あるいは、新保険法が、傷害疾病保険契約についても死亡給付を容認した ことから生じる生命(死亡)保険契約と傷害疾病定額保険契約間の規律の齟齬に、検証対 象は集中的に現れる。まず、被保険者同意が要求される契約類型が、死亡保険契約におけ る規律と異なり、傷害疾病定額保険契約にあっては、給付事由が傷害疾病による死亡のみ の契約に限定されたことについては、立法論的には、整合性・徹底性を欠き新保険法の体 系性を減殺するものとしてネガティブな評価を下さざるを得ない。次に、いわゆる保険金 請求権の固有権性については、生命保険契約や傷害疾病定額保険契約においては、新保険 法下でも、その固有権性が認められることとは異なり、傷害疾病損害保険契約における死 亡給付の相続人は、固有権としてではなく、承継的に請求権を取得するものと解さざるを 得ない。こうした契約類型間での規律の相違は合理的なものと評価される。新保険法で新 設された被保険者による解除請求に関する規律内容は、死亡保険契約・傷害疾病定額保険 契約・傷害疾病損害保険契約の三者の間で、微妙な相違を見せる。基本的には、被保険者 同意がない場合には無要件的な被保険者による解除請求が可能なものと整理されるが、法 的安定性確保の観点からは、こうした整理には疑問が感じられるとともに、そもそも被保 険者同意が要求される範囲が狭められたことが、こうした合理性に欠ける規律内容に結び ついたものと評価される。同じく新保険法で新設された介入権制度は、その差押権者の権 利を制約する機能から、法定されたもの以外の契約類型では任意にも導入出来ない。しか し、長期契約である傷害疾病損害保険契約に関しても、実質的には保険料積立金は生じて いるし、また死亡による給付が容認されていることから被保険者の相続人による介入権行

報告要旨:村田敏一

使のニーズは存在する。立法論的には、当該契約類型についても介入権を規定すべきもの と考えられるとともに、さらに、そもそも、新保険法が損害保険契約はすべて短期保険契 約と看做すがごとき規律内容を採用したことにも疑問が抱かれる。

第二のテーマに関しては、新保険法が採用した強行規定・片面的強行規定・任意規定の 三分法は妥当なものと評価されつつ、特に強行規定の性格については、相当程度の多様性 が見出される。特に、新保険法が、公序概念のみに依拠せず、契約の効力要件・対抗要件 に関する規律の中核部分を明確に強行規定として整理したことには大きな意義が見出せる。 一方で、任意規定についても、その約定による修正の限界(合理性の範囲)をいかに確定 させるべきかという困難な解釈問題が生じる。本報告では、保険金受取人に関する規律を 素材として、強行規定の解釈の在り方につき具体的な考察を行う。また、片面的強行規定 の解釈に関しては、新保険法下での告知義務に関する規律を採り上げ、特に、プロラタ主 義の採用が許容される範囲や、免責に関する因果関係不存在則とプロラタ主義採用との関 係につき、考察を行う。そこでは、因果関係不存在則は、独立した片面的強行規定であり、 プロラタ主義を採用したとしても、特約でのその排除は許されないものとする解釈が示さ れる。

第三テーマに関しては、解釈問題として見解の対立が見られる三つの問題が採り上げられる。まず、定額現物給付保険契約につき、新保険法がそれを典型契約化しなかった問題に関しては、私法(民事基本法)にはそもそも公序良俗に反しない限り一定の契約類型を禁止する機能はないものとする立案担当者の理解の在り方が支持されるとともに、共済契約も含めて、消費者保護の徹底を図る観点からは、むしろ当該契約類型を典型契約化すべきであったものとされる。次に、損害保険契約における詐欺的な給付請求と重大事由による解除権の解釈に関しては、片面的強行規定である重大事由解除の解釈の在り方として、保険給付に関する不正請求に関し、不正請求前に発生した保険事故につき保険者免責とする約定を無効と解する立案担当者の解釈が支持される。因果関係不存在則と因果関係の解釈に関しては、免許証の色(ゴールド免許等)についての不実告知と具体的な保険事故の間には、相当因果関係は見出せないため、免許証の色の不実告知につき、解除事由とはなっても因果関係不存在則との関係では、原則、免責とすることは出来ないものとする立案担当者の解釈が支持される。保険法解釈の在り方としては、我が国の民事法体系を前提とし、保険法の各条文を有機的に視野に入れる中で、条文の文理や、立案担当者の解説を踏まえた解釈を行う必要性があるものと考えられる。